

可児市一般廃棄物処理基本計画

平成 18 年 3 月

可児市 環境経済部 環境課

目 次

序 章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけと役割	2

《 第1部 ごみ処理基本計画編 》

第1章 ごみ処理に関する基本的事項の整理

第1節 ごみ処理の概要	3
1. ごみの発生・排出に関する定義	4
2. ごみの分別区分	4
3. ごみ処理フロー	5
4. ごみ排出量の実績	6
第2節 ごみの性状	11
1. ごみの三成分	11
2. ごみの種類組成	12
第3節 ごみの発生排出抑制・資源化の現況	13
1. ごみの減量化・資源化の取り組み	13
2. ごみの減量化・資源化の実績	14
第4節 収集運搬の状況	21
第5節 中間処理の状況	22
1. 中間処理施設の概要	22
2. 搬入量	23
3. 中間処理量	24
4. 環境保全の状況	25
第6節 最終処分の状況	26
1. 最終処分場の概要	26
2. 埋立処分量	26
第7節 ごみ処理体制の状況	27
1. 運営管理体制	27
2. ごみ処理費用	28

第8節	関係市町村等の動向.....	29
第9節	関係法令の動向.....	30

第2章 ごみ処理に関する課題の整理

第1節	ごみの発生・排出抑制に関する課題.....	31
1.	可燃ごみの減量化.....	31
2.	生活系ごみの排出抑制.....	31
3.	事業系ごみの管理・抑制.....	31
第2節	ごみの資源化に関する課題.....	32
1.	資源化率の向上.....	32
2.	生ごみの堆肥化.....	32
3.	新たな分別品目の検討.....	32
第3節	ごみの適正処理に関する課題.....	33
1.	収集・運搬に関する課題.....	33
2.	中間処理・最終処分に関する課題.....	33
3.	その他適正処理に関する課題.....	33

第3章 ごみ排出量の推計

第1節	推計方法.....	34
第2節	生活系ごみ排出量の推計.....	36
1.	可燃ごみ排出量の推計.....	36
2.	不燃ごみ排出量の推計.....	37
3.	粗大ごみ排出量の推計.....	38
4.	リサイクル資源排出量の推計.....	39
5.	特別ごみ排出量の推計.....	44
6.	集団回収量の推計.....	45
7.	直接搬入ごみ排出量の推計.....	46
8.	生活系ごみ排出量推計結果のまとめ.....	47
第3節	事業系ごみ排出量の推計.....	48
第4節	ごみ総排出量の推計.....	50

第4章 ごみ処理基本計画

第1節	計画の基本方針.....	51
1.	基本理念.....	51
2.	基本的な視点.....	51
3.	基本方針.....	52
4.	計画期間.....	53
5.	計画処理区域.....	53
6.	処理主体.....	53
第2節	計画の基本目標.....	54
1.	基本目標.....	54
2.	推計ケース.....	55
3.	ごみ排出量・資源物回収量の見込み.....	56
第3節	基本施策.....	58
1.	ごみの減量・リサイクルの推進.....	58
2.	環境に配慮した適正な処理の推進.....	63
3.	三者協働による取り組みの推進.....	66
第4節	計画の推進.....	69

《 第2部 生活排水処理基本計画編 》

第1章 生活排水処理に関する基本的事項の整理

第1節	生活排水処理の体系.....	71
1.	生活排水処理施設の概要.....	71
2.	生活排水処理フロー.....	72
第2節	生活排水処理施設の整備状況.....	73
1.	公共下水道の整備状況.....	73
2.	農業集落排水施設の整備状況.....	75
第3節	生活排水の排出状況.....	77
1.	生活排水処理形態別人口.....	77
2.	処理施設の概要.....	78
3.	し尿・浄化槽汚泥処理量.....	79
4.	し尿処理費用.....	80

第2章 生活排水処理に関する課題の整理

第1節 生活排水処理施設の整備に関する課題	81
1. 公共下水道の整備	81
2. 農業集落排水施設の整備	81
3. 合併処理浄化槽への転換	81
第2節 し尿・浄化槽汚泥の排出・処理に関する課題	82
1. 排出量に応じた収集・処理体制の確保	82
2. 浄化槽の適正な維持管理	82
3. 処理施設の適正な管理・運営	82

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 計画の基本方針	83
1. 基本理念	83
2. 基本方針	83
3. 計画期間	84
4. 計画処理区域	84
5. 処理主体	84
第2節 計画の基本目標	85
1. 基本目標	85
2. し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み	86
第3節 基本施策	88
1. 生活排水処理施設の整備の推進	88
2. し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の推進	89
3. 普及啓発活動の推進	89

《 資 料 編 》

1. 地域の概況	91
2. ごみ減量目標の設定根拠	97
3. ごみ排出量推計表（現状推移ケース）	98
4. ごみ処理量推計表（現状推移ケース）	99
5. ごみ排出量推計表（目標達成ケース）	100
6. ごみ処理量推計表（目標達成ケース）	101
7. 生活排水処理量推計表	102

序章 計画の策定にあたって

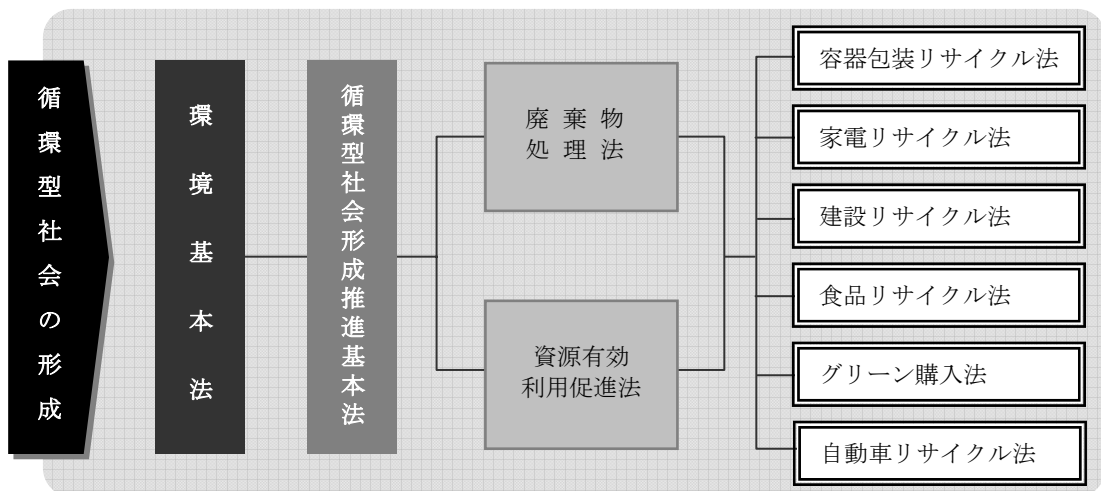
第1節 計画策定の背景

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動により、人々は物質的な豊かさを手に入れることができたが、一方では大量の廃棄物が発生することにより環境への負荷が増大してきている。また、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題が生じている。

近年、我が国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の制定等、新たな法整備が進められている。これらの法体系のもとで、廃棄物の発生排出を抑制するとともに、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指していく必要がある。そのためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルにおいて対応していくことが求められる。

可見市（以下、「本市」と言う）においては、これまでにリサイクル資源の分別収集や資源集団回収の実施、生ごみ処理機等の設置補助や生ごみ減量研究事業の実施等により、ごみの減量化・資源化を推進してきている。また、一般廃棄物の中間処理については、2市7町1村からなる可茂衛生施設利用組合を構成し、適正処理を行っている。

社会・経済情勢の変化や様々な問題等に対応し、循環型社会の構築を目指すためには、今後もさらなる廃棄物の減量化・資源化とともに、適正な処理を推進していく必要がある。そこで廃棄物処理に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を合わせた「一般廃棄物処理基本計画」を策定する。



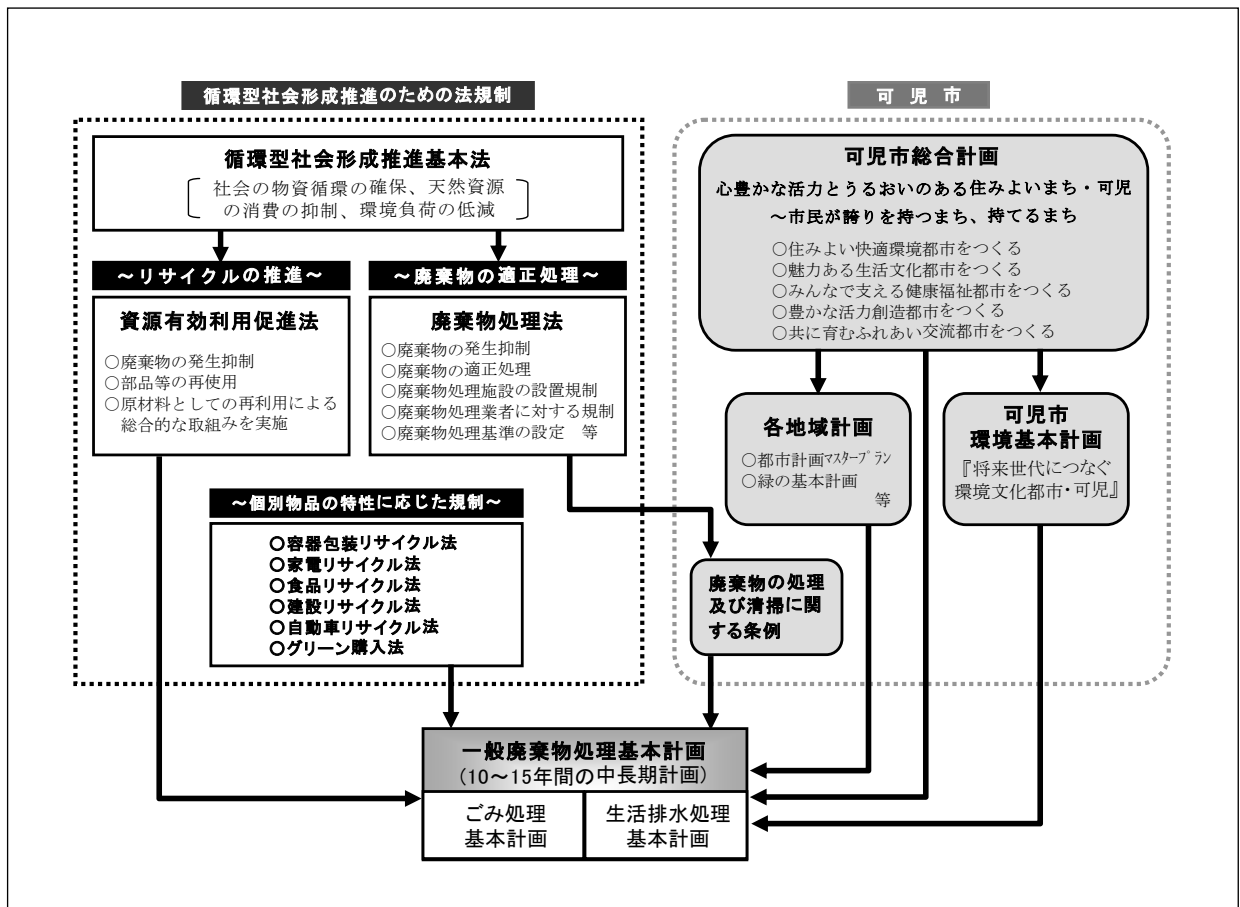
図序－1 循環型社会形成推進のための法体系

第2節 計画の位置づけと役割

本計画は、廃棄物処理法の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画であり、本市の総合計画に定められている計画事項のうち、一般廃棄物処理行政分野における事項を具体化するための施策方針を示すものである。

その役割は、総合的・中長期的な視点で行政が行う計画的なごみ及びし尿等の処理の推進と、市民・事業者が行うべき行動を支援、促進するための基本方針を定めることにある。

本計画の位置づけを以下に示す。



図序-2 計画の位置づけ